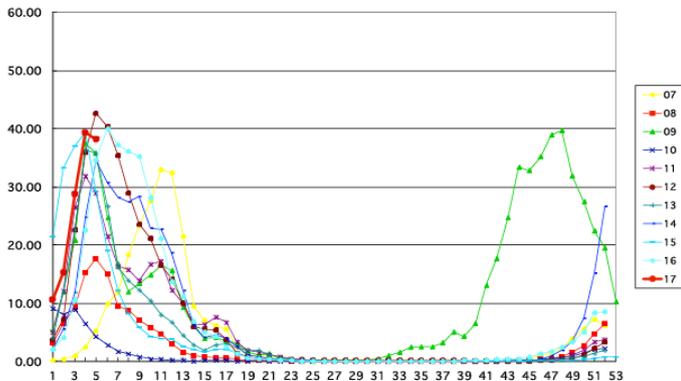




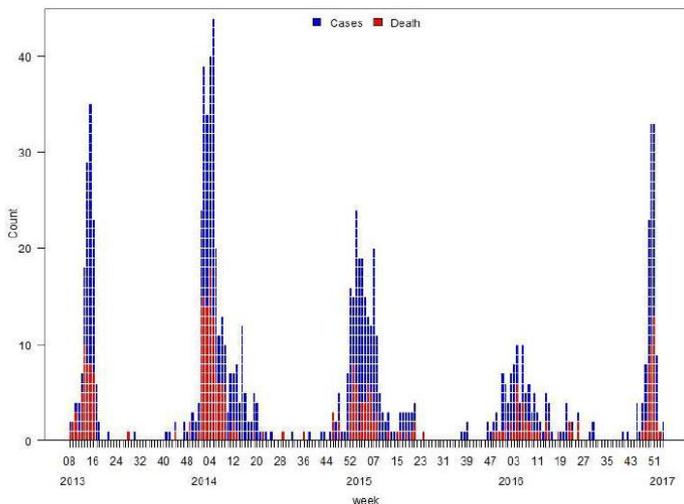
時事寸考

こんにちは、施設長・医師の吉田晴彦です。  
今回も引続きインフルエンザについて書きます。例によって国立感染症研究所のデータをお借りします。下のグラフにあるように2017年に入って患者数が急速に増加しましたが、2017年第5週でやや頭打ちになりました。今後ぶり返す可能性もないわけではありませんが、このままピークを超えれば概ね例年並みの流行ということになるでしょう。

免学データもそろってきていますが、今シーズンのインフルエンザウイルスはやはり A(H3N2)が主でした。昨シーズンの中心だった A(H1N1) pdm09 とははっきりと逆転しています。薬剤耐性については現在のところタミフル、リレンザともに耐性株は確認されていません。もちろん感染しないことが一番ですので、感染予防に引続きご協力ください。



中国を中心に発生している鳥インフルエンザ（鳥のインフルエンザがヒトへの感染をもったもので A(H7N9)タイプです）の情報も書いておきます。2013年以來、毎年報告されています。いまのところヒト-ヒト間の感染力は弱く、患者数は多くありませんが発症すると致死率が高いことが解っています。



面会時のお願い

インフルエンザ流行時期のご面会時には、マスクの着用と手指の消毒をお願いしています。マスクはご持参いただくか、お忘れの際は1階総合案内横の販売機でご購入をお願いします。

なお、体調がすぐれない方のご面会は、お断りさせていただきます。利用者さんの感染症予防のため、皆様のご協力をお願いいたします。

栄養科より今月の一押しメニュー



3月3日ひな祭りの昼食に“桜ちらし寿司・清まし汁・茶碗蒸し・三色ゼリー”おやつは“甘酒と雛あられ”をご用意します。

ちらし寿司には刻み穴子、茶碗蒸しにはズワイ蟹フレークをいれています。また、3月12日の昼食には“天ぶら盛合せ”をご用意する予定です。



3階・4階 浴室リニューアルしました！



老朽化に伴い浴室工事をを行い、入浴用リフト付チェアを設置しました。スムーズに移動が出来、安心・安全・快適な入浴の提供が可能となりました。

イベント・コンサート※内容等、変更となる場合がございます。

- ◆ 3月11日(土)女声合唱団コンサート  
【コーロ・ヴィーヴォの皆さん】
- ◆ 3月18日(土)歌謡曲コンサート  
【3階三好 ANY と愉快な仲間達の皆さん】
- ◆ 3月25日(土)コンサート  
【Duo Plage の皆さん】



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

不倫関係にある者への遺贈を内容とする遺言の効力

比較的古くからある問題の一つとして、不倫関係にある者への遺贈を内容とする遺言が行われたとき、その効力をどのようにに理解するかという問題がありました。

一般論として言うと、不倫をされた側の配偶者が離婚を拒む限り、不倫をした側からの離婚請求は、それほど簡単にはみとめられません。簡単には離婚ができないため、不倫をした夫が妻のもとを去った後、自分の遺産を不倫相手に渡すため、不倫相手への遺贈を内容とする遺言を作ることがあります。そうした場合、夫の死後、妻子と不倫相手との間での遺言の効力をめぐる紛争が起ることがあります。

この点について、最判昭61.11.20民集40-7-1167は、「本件遺言は不倫関係の維持継続を目的とするものではなく、もっぱら生計を亡二郎に頼っていた被告人の生活を保全するためにされたものというべきであり、また、上記遺言の内容が相続人らの生活の基礎を脅かすものとはいえないとして、本件遺言が民法九〇条に違反し無効であると解すべきではないとした原審の判断は、正当として是認することができる。」と判示しています。

遺贈の効力は、その目的が不倫関係の維持継続を目的とするものなのか、生活を保全するためになされたものなのかポイントになります。不倫関係の維持継続を目的とした遺贈であれば公序良俗に反して無効と言える可能性が高くなります。他方、そうした趣旨ではなく、単に相手方の生活を保全するためになされたにすぎないのであれば公序良俗には反せず有効と言える可能性が高くなります。

抽象的には上のようと言えますが、実際の紛争の場面では、微妙な判断になることも珍しくありません。

判断に迷う場合には、一度弁護士への相談をお勧めします。もちろん、当事務所で相談をお受けすることも可能です。

桜丘法律事務所 弁護士 師子角 允彬

(電話) 03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2017年2月25日発行 vol.117 編集:島田・中野・角谷・塚本・大島・橘

# 第5回 地域連携会を開催しました

『みんなで支えよう！地域の環～地域で取り組む包括ケア～』

平成 29 年 2 月 10 日にシーダ・ウォークにおいて第 5 回地域連携会を開催。近隣の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関、介護老人保健施設、行政などの医療・介護専門職の皆様が参加されました。前半では、ご本人・ご家族・スタッフがー丸となって創意工夫をしながらリハビリに取り組み、希望する回復や生活スタイルを実現させた事例をご家族と共に発表。また、看取りケアの仕組みづくりの紹介などを通し、地域包括ケアに向けたシーダ・ウォークの取り組みを紹介しました。後半では、「地域包括ケアにおいてシーダ・ウォークに求めること」をテーマにグループディスカッションを行い、活発な意見交換を行いました。

## 地域包括ケアとは

「最期まで住み慣れた地域で暮らしたい」厚生労働省は団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

## 参加者の声



🌸 老健入所後も積極的にリハビリ介入をしていただいて、安心して勤められると思いました。(医療ソーシャルワーカー)

🌸 地域に根ざしたこういう機会は素晴らしいと存じています。多職種ばかりでなく地域づくりにも力をそそいで欲しいと思います。(ケアマネジャー)

🌸 看取りのお話を伺い、驚いたのと同時に素晴らしいと素直に思いました。(ケアマネジャー)

🌸 直に相談できる窓口など、訪問介護との連携もはかれるとうれしいです。(訪問介護)

## 連携会の様子



## 連携会を終えて

地域包括ケアにおいて、介護老人保健施設シーダ・ウォークに求められる役割、連携のあり方について改めて考えさせられる会となりました。専門機関だけでなく、地域住民の方、自主グループの方など、地域の皆さまと共に「住みなれた地域で安心して暮らし続けること」の基盤強化をどのように進めていくか、今後も考え取り組んでいきます。

